

第 23 警報設備

1 警報設備の設置の区分

- (1) 警報設備は、指定数量の倍数が 10 以上の製造所等（移動タンク貯蔵所を除く。）に設置すること。
- (2) 警報設備のうち自動火災報知設備は、第 22-1 表に掲げる製造所等に設置すること。

〔第 22-1 表 自動火災報知設備を設置する製造所等〕

施設区分	施 設 規 模 等
製 造 所 一般取扱所	(1) 延べ面積 500 平方メートル以上のもの (2) 100 倍以上のもので屋内にあるもの（高引火点危険物のみを 100 度未満の温度で取り扱うものを除く。） (3) 一般取扱所の用に供する部分以外の部分を有する建築物に設ける一般取扱所（当該建築物の一般取扱所の用に供する部分以外の部分と開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されているものを除く。）
屋内貯蔵所	(1) 指定数量の倍数が 100 以上のもの（高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱うものを除く。） (2) 貯蔵倉庫の延べ面積が 150 m ² を超えるもの（当該貯蔵倉庫が 150 平方メートル以内ごとに不燃材料で造られた開口部のない隔壁で完全に区分されているもの又は第 2 類若しくは第 4 類の危険物（引火性固体及び引火点が 70 度未満の第 4 類の危険物を除く。）のみを貯蔵し、若しくは取り扱うものにあっては、延べ面積が 500 平方メートル以上のもの） (3) 軒高が 6 メートル以上の平家建のもの
屋外タンク	岩盤タンクに係るもの
屋内タンク	タンク専用室を平家建以外の建築物に設けるもので著しく消火困難な製造所等に該当するもの
給油取扱所	(1) 一方開放の屋内給油取扱所 (2) 上部に上階を有する屋内給油取扱所

- (3) 警報設備の設置区分における留意事項は、次によること。

ア 危規則第 38 条第 1 項第 1 号の「延べ面積」には、屋外の工作物の設置面積は含めないものであること（平成元年 3 月 22 日消防危第 24 号通知）。

イ 危規則第 38 条第 1 項第 1 号の「開口部のない耐火構造の床又は壁で区画」の開口部には、換気又は排出の設備のダクト等の床又は壁の貫通部分が含まれるものであるが、当該貫通部分に防火上有効なダンパー等を設けた場合は、開口部とはみなさないものであること。

ウ 建築物のすべてが屋内給油取扱所である場合は、2 階建以上であっても上階を有するものに該当しないものであること。

2 警報設備の技術上の基準

- (1) 感知器の設置は、施行規則第 23 条第 4 項から第 7 項までの規定の例によること（消火設備等指針）。
- (2) (1)に定めるもののほか、施行規則第 24 条及び第 24 条の 2 の規定の例によること（消火設備等指針）
- (3) 自動火災報知設備技術上の基準については、社団法人日本火災報知機工業会発行の「自動火災報知設備工事基準書」の例によること。
- (4) 屋内給油取扱所に自動火災報知設備を設置した場合、閉店後、警備会社に警備を委託しても差し支えないこと（平成元年 5 月 10 日消防危第 44 号質疑）。
- (5) 一面開放の屋内給油取扱所（上階なし）の自動火災報知設備の感知器の設置場所は、事務所等壁、床で区画された部分のほか給油等の作業場も含まれるものであること（平成元年 5 月 10 日消防危第 44 号質疑）。
- (6) メタノールを取り扱う給油取扱所には、メタノールの火炎が確認しにくいことから、炎感知器を有する自動火災報知設備を設置すること（平成 6 年 3 月 25 日消防危第 28 号通知）。
- (7) 非常ベル装置、拡声装置及び警鐘は、政令第 24 条第 4 項及び施行規則第 25 条の 2 第 2 項の基準の例により設けること。